

## 都市計画審議会運営規則等の改正案について

### ①第 1 4 4 回都市計画審議会開催の経緯と問題点

3月19日 開催（新型コロナウイルスの影響により延期）→7月16日 本日開催



（現行規則の問題点）

現行の運営規則は、通常開催以外での会議の規定がないため、書面などによる会議の開催規定を運営規則に定めるには、**審議会に諮る必要が有る。**

### ②改正の方針

社会状況の急激な変化への対応を可能にするため、**様々な会議方法（書面等）**で開催できるように運営規則を見直す。

### ③改正の内容

宮崎県都市計画審議会運営規則

（会議の招集）第 2 条第 3 項を追加  
会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。

## 宮崎県都市計画審議会運営規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(会議の招集)</p> <p>第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が必要と認めるとき、又は総委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があつたときに招集する。</p> <p>2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもつて通知しなければならない。</p> <p><u>3 会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合、書面等により会議を開催することができる。</u></p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が必要と認めるとき、又は総委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があつたときに招集する。</p> <p>2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもつて通知しなければならない。</p>

## 宮崎県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><b>(傍聴を認めない者)</b></p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。</p> <p>(1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</p> <p>(3) 腕章（報道関係者は除く。）、はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</p> <p>(4) 録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（報道関係者は除く。） ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(5) パソコン、ラジオ、拡声器、マイク、無線機の類を携帯している者 <u>ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</p> <p>(7) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</p> <p>2 児童及び乳幼児は傍聴を認めないものとする。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。</p>	<p><b>(傍聴を認めない者)</b></p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。</p> <p>(1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</p> <p>(2) 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</p> <p>(3) 腕章（報道関係者は除く。）、はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</p> <p>(4) 録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（報道関係者は除く。） ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(5) パソコン、ラジオ、拡声器、マイク、無線機の類を携帯している者</p> <p>(6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</p> <p>(7) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</p> <p>2 児童及び乳幼児は傍聴を認めないものとする。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。</p>

**(議事録の公表)**

第9条 会議の議事録は、公表する。

ただし、発言者氏名や宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第7条各号（第8号除く。）に掲げる情報に該当する事項などは公表しないものとする。

2 非公開とした議事は、議事の概要（会議の経過及び結果などを要約したもの。）を公表する。

3 会議の議事録は、宮崎県県土整備部都市計画課に備え付け、会議資料と併せて一般の閲覧に供する。また、宮崎県庁ホームページへの掲載を行う。

**(議事録の公表)**

第9条 会議の議事録は、公表する。

ただし、発言者氏名や宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第7条各号（第8号除く。）に掲げる情報に該当する事項などは公表しないものとする。

2 非公開とした議事は、議事の概要（会議の経過及び結果などを要約したもの。）を公表する。

3 会議の議事録は、宮崎県土木部都市計画課に備え付け、会議資料と併せて一般の閲覧に供する。また、宮崎県庁ホームページへの掲載を行う。